

ユニット型特別養護老人ホーム古川親水苑 料金表 (2022年10月変更)

第2段階 対象者：合計所得と年金収入の合計が80万円以下の方（円）

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	652	711	390	820	1,921	57,630
要介護2	720	785	390	820	1,995	59,850
要介護3	793	865	390	820	2,075	62,250
要介護4	862	940	390	820	2,150	64,500
要介護5	929	1,013	390	820	2,223	66,690

第3段階① 対象者：合計所得と年金収入の合計が80万円超120万円以下の方（円）

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	652	711	650	1,310	2,671	80,130
要介護2	720	785	650	1,310	2,745	82,350
要介護3	793	865	650	1,310	2,825	84,750
要介護4	862	940	650	1,310	2,900	87,000
要介護5	929	1,013	650	1,310	2,973	89,190

第3段階② 対象者：合計所得と年金収入の合計が120万円超の方（円）

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	652	711	1,360	1,310	3,381	101,430
要介護2	720	785	1,360	1,310	3,455	103,650
要介護3	793	865	1,360	1,310	3,535	106,050
要介護4	862	940	1,360	1,310	3,610	108,300
要介護5	929	1,013	1,360	1,310	3,683	110,490

第4段階 <1割負担> 対象者：上記以外の方（円）

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	652	711	2,100	2,200	5,011	150,330
要介護2	720	785	2,100	2,200	5,085	152,550
要介護3	793	865	2,100	2,200	5,165	154,950
要介護4	862	940	2,100	2,200	5,240	157,200
要介護5	929	1,013	2,100	2,200	5,313	159,390

第4段階 <2割負担> 対象者：上記以外の方（円）

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	652	1,422	2,100	2,200	5,722	171,660
要介護2	720	1,570	2,100	2,200	5,870	176,100
要介護3	793	1,729	2,100	2,200	6,029	180,870
要介護4	862	1,879	2,100	2,200	6,179	185,370
要介護5	929	2,026	2,100	2,200	6,326	189,780

第4段階 <3割負担> 対象者：上記以外の方（円）

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	652	2,132	2,100	2,200	6,432	192,960
要介護2	720	2,355	2,100	2,200	6,655	199,650
要介護3	793	2,593	2,100	2,200	6,893	206,790
要介護4	862	2,819	2,100	2,200	7,119	213,570
要介護5	929	3,038	2,100	2,200	7,338	220,140

※【食費内訳】朝食：660円 / 昼食：770円 / 夕食：670円

主な加算料金等

(●印⇒すべての入居者に対し算定、☆印⇒入居者の状況により算定)

加算項目	1日の単位	1日の自己負担額			算定要件
		(1割)	(2割)	(3割)	
●日常生活継続支援加算Ⅱ	46	51	101	151	前6月間又は前12月間の新規入所者の総数のうち要介護4又は5の占める割合が100分の70以上の場合
●看護体制加算(Ⅰ)	4	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置している場合
●夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20	40	59	夜勤を行う職員が最低基準を上回っている場合
☆個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	13	26	39	個別機能訓練計画の作成がされ、実施している場合
☆個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	22	44	66	上記に加え、厚生労働省に情報を提出している場合
●ADL維持等加算(Ⅱ)	60	66	131	197	ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが基準を満たしている場合(1月につき)
●専従常勤医配置加算	25	28	55	82	医師を入居者100名につき1名以上配置している場合
☆外泊時費用	246	269	537	805	入院・外泊をした場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定(初日と最終日を除く)
☆初期加算	30	33	66	99	入居から30日間及び30日超えの入院後に再入居した場合の30日間
●栄養マネジメント強化加算	11	12	24	36	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合(1月につき)
☆経口移行加算	28	31	61	92	経口移行計画を作成し、経口摂取を進めるための栄養管理を行った場合(180日以内の期間に限り算定)
☆経口維持加算(Ⅰ)	400	436	872	1308	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者に対し、共同して経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合(1月につき)
☆経口維持加算(Ⅱ)	100	109	218	327	(Ⅰ)を算定する入居者について、観察・会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が関わった場合(1月につき)
☆口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	99	197	295	歯科衛生士が入居者に対し、口腔衛生の管理を行い、口腔清掃等について介護職員へ技術的助言及び指導をした場合(1月につき)
☆口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	120	240	360	上記に加え、厚生労働省に情報を提出している場合(1月につき)
☆療養食加算(1食につき1回)	6	7	13	20	医師の処方箋に基づき、療養食が提供された場合
☆看取り介護加算(Ⅰ)	72	79	157	236	(死亡日以前31日以上45日以下)
	144	157	314	471	(死亡日以前4日以上30日以下)
	680	742	1483	2224	(死亡日前日及び前々日)
	1280	1396	2791	4186	(死亡日)
●褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	4	7	10	多職種共同により褥瘡ケア計画を作成し、継続的に入居者ごとの褥瘡管理を実施した場合(1月につき)
☆褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	15	29	43	褥瘡発生リスクがあるとされた入居者について、持続する発赤以上の褥瘡の発症がない場合(1月につき)
●排せつ支援加算(Ⅰ)	10	11	22	33	多職種共同により支援計画を作成し、入居者ごとの自立支援を行った場合(1月につき)
☆排せつ支援加算(Ⅱ)	15	17	33	49	排泄または排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれも悪化がない場合、又はおむつ使用なしに改善した場合(1月につき)
☆排せつ支援加算(Ⅲ)	20	22	44	66	排泄または排便の状態の少なくとも一方が改善し、いずれも悪化がなく、かつ、おむつ使用なしに改善した場合(1月につき)
●自立支援促進加算	300	327	654	981	入居者の尊厳の保持及び自立支援に係るケアの質の向上のため、多職種共同により支援計画を作成し、継続的な管理を行った場合(1月につき)
●科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	55	109	164	入居者の日常生活自立度、口腔・栄養及び認知症等の情報を厚生労働省に提出している場合(1月につき)
●安全対策体制加算	20	22	44	66	事故発生防止のための体制を備えている場合(入居初日に限り算定)
●介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	—	総単位数に8.3%を乗じた単位数
●介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	—	—	総単位数に2.7%を乗じた単位数
●介護職員等ベースアップ等支援加算	—	—	—	—	総単位数に1.6%を乗じた単位数